

22 給衛協発第 58 号  
平成 22 年 8 月 24 日

会 員 各 位

都道府県・政令都市簡易専用水道主管部(局)長 様  
簡易専用水道登録検査機関長 様

一般社団法人全国給水衛生検査協会  
会 長 奥 村 明 雄

**平成 22 年度「認定簡易専用水道検査員講習会」の開催について  
(ご案内)**

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

一般社団法人全国給水衛生検査協会の事業推進につきましては、平素格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、水道法第 34 条の 2 に基づき、簡易専用水道の検査を的確に行うためには、検査内容についての専門的知識を有する検査員を配置する必要があります。このため、当協会では認定検査員の制度を作り、検査に必要な知識、技術に関する講習会を修了した者に資格を付与することとしております。

つきましては、本年度も別添要綱の通り標記の講習会を開催することといたしましたので、登録検査機関として検査員を任命する際には、この制度を是非ご活用いただきたく、貴所属の簡易専用水道検査に携わる方々の受講並びに関係の方々への周知方につきまして、よろしくお取り計らい下さいますようご案内申し上げます。

## 平成22年度認定簡易専用水道検査員講習会 募集要項

### 1. 目的

本講習会は、水道法第34条の2第2項の規定に基づく、厚生労働省の登録検査機関の簡易専用水道に関する検査員の国会としての資格認定及び技術の向上を目的とする。

### 2. 受講対象者

簡易専用水道又はこれに準ずる設備の検査に関し次のいずれかの実務等」を有するものとする。

- ①検査補助員として実務経験1年以上
- ②水道行政経験者

### 3. 講習会内容

講習科目及び時間別表のとおり

### 4. 開催会場及び開催期日

【会場】川崎市教育文化会館 3階 第6、7会議室（別紙参照）

〒210-0011 神奈川県川崎市川崎区富士見 2-1-3 TEL044-244-2347

【期日】平成22年10月20日（水）～22日（金）

### 5. 募集人員

50名

### 6. 修了認定

本講習会の全課程を受講し修了試験に合格した者に、「一般社団法人全国給水衛生検査協会 簡易専用水道認定検査員」の修了証を交付する。

### 7. 受講料

55,000円(税込)

### 8. 受講手続き

受講希望者は、受講申込書と受講決定通知書に必要事項を記入の上、並びに任命権者の実務経験証明書を添付して、下記までお申し込み下さい。

写真は、縦4cm、横3cm、単身、脱帽、上半身のものを2枚用意して、裏面に氏名を記入し受講申込書と受講決定通知の所定の欄に貼付して下さい。（スナップ写真不可。スピード写真可）

【申込先・問合せ先】〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町 10-6

一般社団法人全国給水衛生検査協会

事務局担当 大和田 いづみ

TEL044-270-4375 e-mail : [owada@kyueikyo.jp](mailto:owada@kyueikyo.jp)

9. 申込締切

平成22年10月8日（金）

10. 受講決定

受講申込書及び実務証明書に基づき確認後、受講者を決定し、本人宛受講決定通知書と請求書をご送付いたします。

# 認定検査員制度実施要綱

一般社団法人全国給水衛生検査協会

## (目的)

第1条 一般社団法人全国給水衛生検査協会（以下、「協会」という。）は、水道水質検査及び簡易専用水道の管理に関する検査を適切に行うために、専門知識を有する者を養成して技術の向上と研鑽を積むことを目的として、認定検査員制度を設ける。

## (認定検査員の種類)

第2条 協会はこの制度のもとに、次の資格について認定する。

- 1 水道水質検査員（認定水道水質検査員）
- 2 簡易専用水道検査員（認定簡易専用水道検査員）
- 3 簡易専用水道検査管理技術者（管理技術者）

## (運営委員会)

第3条 協会はこの制度を的確に実施するために、水道水質検査員制度運営委員会（以下、「水質検査運営委員会」という。）及び簡易専用水道検査員制度運営委員会（以下、「簡専水検査運営委員会」という。）を置く。

- 2 各運営委員会の委員は、委員長以下6名以内で構成し、学識経験等を有する者をあて、会長が委嘱する。
- 3 運営委員は、本制度の基本的事項、認定検査員等の教育、認定条件及び講習会の内容等について審議する。

## (認定検査員)

第4条 認定検査員の資格は、認定検査員講習会を受講し、修了した者に付与し、証書を発行する。

- 2 認定検査員の資格は5年の期限付きとし、別に定める短期の講習会を受講することにより更新できるものとする。
- 3 厚生大臣認定簡易専用水道検査員講習会の修了者及び平成10年度簡易専用水道検査員講習会修了者（以下、「既得検査員」という。）は、申請により認定検査員となることができる。

## (管理技術者)

第5条 管理技術者の資格は、認定簡易専用水道検査員及び既得検査員のうち、5年以上の実務経験を有し、管理技術者講習会を受講し、修了した者に付与し、証書を発行する。

- 2 管理技術者の資格は5年の期限付きとし、別に定める短期の講習会を受講することにより更新できるものとする。

## (講習会)

第6条 認定検査員講習会及び管理技術者講習会の実施内容については、各運営委員会において定める。

附 則 1 この要綱は、平成16年10月8日から施行する。

- 2 平成10年に定めた「全国給水衛生検査協会認定検査員制度実施要綱」は廃止する。

# 実務証明書

受講者 氏名 \_\_\_\_\_

上記の者は、簡易専用水道検査の補助検査員及び検査員として、  
1年以上、または水道行政の実務に従事したことを証明します。

平成 年 月 日

所属機関名

代表者氏名

⑩